

令和8年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針

○ 補助事業の概要

国庫補助を活用し、緊急性及び必要性の高い障がい者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行う。

国庫補助区分	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
対象施設	生活介護（※1）
募集件数	1件
整備区分	創設、改築（※2）

※1 「第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画」第7章
－1 「旭川市障がい者福祉施設等整備方針」(2)－アに該当する施設整備

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）すること